

多職種連携

何らかの支援を必要とする人に対して、さまざまな関係者が連携して関わることは、職種を超えてどの分野においても必要とされています。それは、公認心理師（以下、心理師）においても同様で、公認心理師法第42条第1項には「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない」と、職務として明記されています。本項では、各分野でどのような支援者との連携が期待されるか論じていきます。

キーワード

- 多職種連携
- チーム医療
- チームとしての学校
- 生物・心理・社会モデル
- 関係法規

教育における連携

教育分野での主な活動の場として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などが挙げられます。学校現場では、いじめや不登校、発達障害や貧困、自殺などさまざまな事案を抱えている一方で、教師は多忙を極め支援に十分な時間を割けない現状があります。そこで、心理師は臨床心理に関する専門的な知識をもって児童生徒への直接・間接的な支援を行うとともに、教師が適切に関われるよう貢献することが期待されています。小・中学校を例にとると、担任や教頭、校長、養護教諭、コーディネーター、心理師がそれぞれの立場や関わりの中から得た生徒の情報を共有し、援助を行います。また、教職員に対して生徒の問題行動や症状の理解の仕方、およびそれへの対応の仕方に関する心理学的な観点からの助言といったコンサルテーションを行うことも大事な役割です。連携は学校内のみならず、適応指導教室やデイサービス、警察、医療機関など地域の機関との連携役として機能することも求められています。近年は、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携、協働を行っていく「チームとしての学校」といった言葉も聞かれています。

福祉における連携

福祉領域は幅広く、乳幼児から高齢者までのすべての人が対象であり、

生活上の困難や障害の解決・緩和を目指します。この領域では心理師が単独で関わることは少なく、心理師に求められるはたらきや連携の仕方にも機関により異なります。

児童福祉領域に関係する機関としては、児童相談所や乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームなどが挙げられます。虐待や触法行為、家庭の問題など子どもや保護者を取り巻くさまざまな問題が支援の対象となります。心理師は心理判定や心理相談、子どもや家庭のアセスメントなどを基に、児童福祉司や保育士、保健師、看護師、児童自立支援専門員、指導員といった各福祉専門職、その他学校や医療などとも連携し支援を行います。

障がい児・者領域において、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（障害者基本法）」と定義されています。障がい児・者の支援は多種多様で、発達に応じて支援の内容も異なります。乳幼児期における障害の早期発見と介入に始まり、療育支援や特別支援教育、障害者就労や地域生活とライフステージに応じた支援と福祉サービスの提供など多様な支援が求められます。また、障がい児・者を抱えた親へのケアと助言なども大切になります。心理師は、それぞれの段階で、障害者心理学や発達心理学などの専門的な知識を用いた支援と関係職種との連携に当たることが求められています。

高齢者福祉領域は、近年のわが国の高齢者人口の増大を受け重要性を増しています。認知症患者や一人暮らしの高齢者が安心して生活を送れるよう、特別養護老人ホームや介護老人健康保険施設、デイサービス、地域包括支援センター、医療機関などが関わります。そういった中で、心理師は認知機能評価や回想法等の心理療法、家族への心理教育やケアを通じて関り、介護士や看護師、理学療法士、作業療法士、ケアマネージャーなどと連携し総合的な支援に寄与します。

医療保健における連携

医療保健領域においては、患者を「生物・心理・社会的モデル」の視点で関わることの必要性から多職種によるチーム医療の実践が基本となっています。チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」と定義されています。医療の現場では、すでに心理職が「臨床心理技術者」として診療報酬の中に位置づけられていますが、公認心

理師の誕生により今後はチーム医療の一員として真に職責を担う環境が整うと考えられます。

医療保健領域における関係職種としては、医師、看護師、精神保健福祉士（PSW）、薬剤師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、栄養士、保健師などが挙げられます。また、医療の中でも、小児科や精神科に限らず、リハビリテーション科、内科、外科、産科、救命救急センター、ICUなどの他科においても精神科専門医療のニーズは広がっており、リエゾンチームや緩和ケアチーム、摂食嚥下チームの一員として心理師が活躍しています。

精神科における連携について統合失調症患者への支援を例に考えてみます。まず、主治医の指示のもとに、患者の診断と治療方針が立てられます。カンファレンスなどを通して、各職種が治療の目的と情報を共有し治療に当たります。心理師は、医師の指示のもと、患者への心理検査や心理学的なアセスメントを行ったり、看護師や薬剤師、PSW、OTなどと協働して患者や家族への心理教育、SSTや集団療法を行います。また、心理師が患者と関わる中で得た情報はカンファレンスや電子カルテなどを通して各職種で共有され、治療や支援に活かされます。また、治療と並行して社会資源の活用や社会生活支援を行うため、デイケアや精神保健福祉センター、就労移行支援事業所、相談支援事業所、市区町村の役場の職員、グループホームや雇用先との連携も欠かせません。その中で、心理師は患者や家族のニーズ、患者の臨床心理学的アセスメントを示すように努め、各職種が円滑に関われるよう取り組むことが期待されます。

多職種との連携で求められるもの

これまで述べてきたように、対人支援を行う上で多職種が連携することの必要性と、領域ごとに関わる職種が異なることを示しました。連携する職種こそ違いますが、心理師に求められるものは共通したものがあられると思われれます。

まず、連携を行う大前提としてコミュニケーション力が必要です。関係者と適切に人間関係を築き、双方の考えや意見を共有していくためには、コミュニケーション力を高める必要があります。特に、心理師は組織の中でも人員が少ないことや、勤務形態として常勤職ではないことも多く、情報の不足を補うべく他職種から積極的に情報収集する必要もあります。業務に限らない場面でも関係職種にコンタクトを取り、関係構築の努力を惜しまないことも大事なことです。

次に、心理師として関わる職種や職域の関係法規や仕事内容、業務状

況に通じている必要があります。公認心理師が公認心理師法に定められた職責に基づき職務を履行するように、それぞれの職種や組織にも法や規則、規定などがあり、その中で業務に当たっています。さらに、同じ職域でも構成するメンバーによって風土や文化が異なり、業務内容なども違う場合があります。これらを理解した上で、心理師としてどう機能していくか考えることが必要です。

実際に多職種協働での支援を実践していくためには、問題となる部分について共有し、役割分担をし、それぞれの立場から解決に当たる体制を調えることが重要となります。そのような場面で、心理師は患者理解のための心理学的視点を多職種に示すことにとどまらず、問題を抱えた個人を取り巻く家族や学校、組織といった次元や、医学的、社会的側面など包括的にアセスメントを行い、多職種間の交通整理や役割分担、多職種チームの方向性に影響を与えるマネジメントやコンサルティングのスキルを発揮することも期待されています。

これらを行っていく上で、心理師は閉鎖的な治療構造の枠組みを固持したり、守秘義務を盾に情報を抱え込んで他職種との連携に支障を来さないよう注意が必要です。また、各領域に求められている知識の習得に励み、職域で用いられる言語に開かれているとともに、難解な専門用語を用いず平易な言葉で心理師としての意見を他者に伝えることを心掛けることも連携を支える大切な要素となります。

まとめ

- ・公認心理師法において、多職種との連携の必要性が明記されている。
- ・連携は、教育、福祉、医療・保健などさまざまな分野で求められているが、領域により関わる職種や専門性は異なる。
- ・連携する上で、所属している職域、組織、文化、関係法規、他職種のはたらきなどをよく把握することが大切である。
- ・多職種連携を行うに当たり、心理師としての見解をわかりやすく伝える工夫や、普段からの関係性づくり、コミュニケーション力や、コーディネート力が求められる。

<参考文献>

- 一般社団法人 日本心理研修センター監修2018公認心理師現任者講習テキスト
金剛出版
- 野島一彦編 2017公認心理師入門—知識と技術 日本評論社
- 一般社団法人 日本心理研修センター編 2016 公認心理師 金剛出版